厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

労働政策審議会 雇用環境・均等分科会（第94回）	参考資料３
令和８年11月27日	

坑内労働における女性の就業制限に係る参考資料

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

現行の労働基準法及び女性労働基準規則

＜労働基準法（抄）＞

（坑内業務の就業制限）

第六十四条の二　使用者は、次の各号に掲げる女性を当該各号に定める業務に就かせてはならない。

一　妊娠中の女性及び坑内で行われる業務に従事しない旨を使用者に申し出た産後一年を経過しない女性　坑内で行われるすべての業務

二　前号に掲げる女性以外の満十八歳以上の女性　坑内で行われる業務のうち人力により行われる掘削の業務その他の女性に有害な業務として厚生労働省令で定めるもの

＜女性労働基準規則（抄）＞

（坑内業務の就業制限の範囲）

第一条　労働基準法（以下「法」という。）第六十四条の二第二号の厚生労働省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　人力により行われる土石、岩石若しくは鉱物（以下「鉱物等」という。）の掘削又は掘採の業務

二　動力により行われる鉱物等の掘削又は掘採の業務（遠隔操作により行うものを除く。）

三　発破による鉱物等の掘削又は掘採の業務

四　ずり、資材等の運搬若しくは覆工のコンクリートの打設等鉱物等の掘削又は掘採の業務に付随して行われる業務（鉱物等の掘削又は掘採に係る計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、保安管理その他の技術上の管理の業務並びに鉱物等の掘削又は掘採の業務に従事する者及び鉱物等の掘削又は掘採の業務に付随して行われる業務に従事する者の技術上の指導監督の業務を除く。）

平成18年改正の前の労働基準法及び女性労働基準規則

＜労働基準法（抄）＞

（坑内労働の禁止）

第六十四条の二　使用者は、満十八才以上の女性を坑内で労働させてはならない。ただし、臨時の必要のため坑内で行われる業務で厚生労働省令で定めるものに従事する者（次条第一項に規定する妊産婦で厚生労働省令で定めるものを除く。）については、この限りでない。

＜女性労働基準規則（抄）＞

（臨時の必要のため坑内で行われる業務等）

第一条　労働基準法（以下「法」という。）第六十四条の二の厚生労働省令で定める業務は、次のとおりとする。

一　医師の業務

二　看護師の業務

三　新聞又は出版の事業における取材の業務

四　放送番組の制作のための取材の業務

五　高度の科学的な知識を必要とする自然科学に関する研究の業務

２　法第六十四条の二の厚生労働省令で定める妊産婦は、妊娠中の女性及び坑内で行われる前項各号に掲げる業務に従事しない旨を使用者に申し出た産後一年を経過しない女性とする。

ILO第45号条約（すべての種類の鉱山の坑内作業における女子の使用に関する条約）
※令和６年廃止

すべての種類の鉱山の坑内作業における女子の使用に関する条約（第45号）（日本は1956年６月11日批准登録）

国際労働機関の総会は、
理事会によりジュネーヴに招集されて、千九百三十五年六月四日にその第十九回会期として会合し、
この会期の議事日程の第二議題であるすべての種類の鉱山における坑内の作業に女子を使用することに関する提案の採択を決定し、
この提案が国際条約の形式をとるべきであることを決定したので、
次の条約（引用に際しては、千九百三十五年の坑内作業（女子）条約と称することができる。）を千九百三十五年六月二十一日に採択する。

第一条
この条約の適用上、「鉱山」とは、地下から物質を採取するためのすべての公私の事業場をいう。

第二条
女子は、年齢のいかんを問わず、鉱山における坑内の作業に使用してはならない。

第三条
次の者は、国内法令の定めるところにより、前条の禁止から除外することができる。
(a) 管理の地位にあつて筋肉労働をしない女子
(b) 保健及び福祉の業務に使用される女子
(c) 実習の過程において坑内で訓練を受けている女子
(d) その他筋肉労働の性格を有しない職業のため随時坑内に入る必要がある女子

第四条～第十条　（略）

鉱山及びトンネル建設工事の概況

令和７年（2025年）時点で、建設業界においては、全国で技術者数が41万人、技能者数が296万人
そのうち、女性技術者の数は5万人、女性技能者の数は11万人

１．鉱山の概況

平成15年（2003年）12月から令和7年（2025年）12月にかけ、稼行鉱山数は211鉱山減少し、鉱山労働者数は3,448人（うち坑内労働者は347人）減少。

		昭和25年(1950年)12月	平成15年(2003年)12月	令和7年(2025年)12月
稼行鉱山数（合計）		**2,114**	**658**	**447**
石炭		683	14	10
亜炭		507	4	2
金属・非金属		826	270	152
石灰石		–	296	224
石油		98	74	59
鉱山労働者数（合計）	**計**	**508,545**	**14,445**	**10,997**
	坑内	277,130	1,079	**732**
	坑外	231,415	13,366	10,265
石炭	**計**	**401,885**	**890**	**279**
	坑内	239,347	453	96
	坑外	162,538	437	183
亜炭	**計**	**11,235**	**9**	**7**
	坑内	7,206	3	2
	坑外	4,029	6	5
金属・非金属	**計**	**88,647**	**4,343**	**3,008**
	坑内	30,467	377	298
	坑外	58,180	3,966	2,710
石灰石	**計**	**–**	**7,627**	**6,253**
	坑内	–	246	336
	坑外	–	7,381	5,917
石油	**計**	**6,778**	**1,576**	**1,450**
	坑内	110	0	0
	坑外	6,668	1,576	1,450

２．トンネル建設工事の概況

平成7～8年（1995～1996年）頃の約4.9兆円規模をピークに、平成14年（2002年）当時は工区数・請負額とも減少傾向。

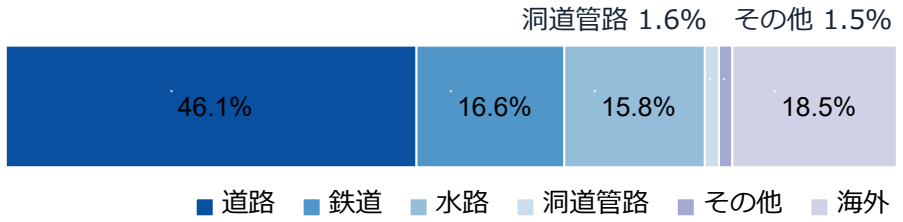
令和6年（2024年）は、2002年頃に比べ工区数が大幅に減少する一方、請負額は高水準。

	平成14年(2002年)12月	令和6年(2024年)12月
工区数	1,191工区	426工区
請負額	3兆8,700億円	4兆8,429億円
延長	—	897.8km

トンネル関連の労働者

坑内で実際に就労する人数・男女別内訳の統計はないが、参考として、国土交通省「職種別技能者のCCUS登録状況」によると、令和8年（2026年）3月末時点で、トンネル特殊工は3,364人、トンネル作業員は5,431人、トンネル世話役は965人が登録されている。

トンネル関連工事種類（令和7年（2025年）時点）



現行の坑内業務（トンネル・鉱山）に係る規制について①

1．女性の坑内業務への就業制限【労働基準法】

⑴ 満18歳未満
性別を問わず、全ての坑内業務を禁止

⑵ 妊婦・申出のある産後女性
全ての坑内業務への就業禁止
妊娠中は一律に禁止。産後１年を経過しない女性は、本人が坑内業務に従事しない旨を申し出た場合に禁止。

⑶ 満18歳以上の女性（⑵を除く。）
次の坑内業務への就業禁止
①人力、②動力（遠隔操作を除く。）、③発破による掘削・掘採、④ずり・資材等の運搬、覆工コンクリート打設等の付随業務。
ただし、④のうち、技術上の管理及び指導監督の業務を除く。

上記に加え、坑内外問わず、①妊産婦は妊娠・出産等に有害な業務への就業を制限
②妊産婦以外の女性は重量物取扱業務・化学物質発散場所での業務への就業を制限

2．妊産婦以外の女性の重量物取扱業務・化学物質発散場所における業務の就業制限【労働基準法、女性労働基準規則】

重量物取扱業務

次の重量以上の重量物を取り扱う業務への女性の就業を禁止

①満16歳未満
断続作業12kg以上／継続作業８kg以上

②満16歳以上満18歳未満
断続作業25kg以上／継続作業15kg以上

③満18歳以上
断続作業30kg以上／継続作業20kg以上

断続作業：他の作業又は休止を挟みながら、間隔を置いて行われる作業。
継続作業：一定時間、連続又は反復して行われる作業。

⇒坑内において、上記の重量以上のずり・資材・機材等を人力で取り扱う業務は、就業制限の対象となる。

化学物質発散場所における業務

妊娠・出産・授乳機能に影響のある化学物質（※１）の発散場所で、呼吸用保護具の使用が義務付けられている次の業務への女性の就業を禁止

①タンク内、船倉内など（※２）で対象の化学物質を取り扱う業務
②「第3管理区分」（規制対象となる化学物質の空気中の平均濃度が規制値を超える状態）となった屋内作業場（※３）での全ての業務

⇒坑内における①②に該当する業務は、就業制限の対象となる。

※１対象の26物質
○特定化学物質障害予防規則関係（17物質）
塩素化ビフェニル（PCB）、アクリルアミド、エチルベンゼン、エチレンイミン、エチレンオキシド、カドミウム化合物、クロム酸塩、五酸化バナジウム、水銀・無機化合物（硫化水銀を除く。）、塩化ニッケル（Ⅱ）（粉状）、スチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、砒素化合物（アルシン・砒化ガリウムを除く。）、β－プロピオラクトン、ペンタクロルフェノール・ナトリウム塩、マンガン（化合物を除く。）
○鉛中毒予防規則関係（１物質）
鉛・鉛化合物
○有機溶剤中毒予防規則関係（８物質）
エチレングリコールモノエチルエーテル（セロソルブ）、エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（セロソルブアセテート）、エチレングリコールモノメチルエーテル（メチルセロソルブ）、キシレン、N,N－ジメチルホルムアミド、トルエン、二硫化炭素、メタノール
※２　自然換気が不十分な坑内を含む。
※３　一定程度区画された建物を想定した規制であり、坑内は基本的に屋内作業場に該当しない。

現行の坑内業務（トンネル・鉱山）に係る規制について②

３．男女共通の坑内業務における労働災害・健康被害の防止【労働安全衛生法、鉱山保安法、じん肺法】

○トンネル（ずい道等）の坑内業務は労働安全衛生法、鉱山の坑内業務は鉱山保安法の適用を受け、それぞれ労働災害・健康被害の防止が事業者に義務付けられている。

※「鉱山における保安」に該当しない衛生管理者・産業医等の衛生管理体制及び健康診断等には労働安全衛生法が適用される。

○粉じんの吸入による疾患（じん肺）を防止するじん肺法は、トンネル（ずい道等）と鉱山の坑内業務の両者に共通して適用される。

トンネル（ずい道等）の建設工事【労働安全衛生法】

① 事前調査・記録

地山の形状・地質・地層を調査・記録。掘削箇所等の地質・湧水・可燃性ガス等を毎日観察・記録。

② 施工計画・作業体制

調査結果を踏まえた施工計画の策定。作業主任者の選任、特別教育の実施、有資格者の配置。

③ 危害防止措置

支保工等による落盤・肌落ち防止、発破・建設機械の安全管理。換気、ガス・粉じんの測定・低減、呼吸用保護具の使用。

④ 点検・計画変更・緊急対応等

毎日・中震以上の地震後・発破後等の点検や点検結果を踏まえた施工計画の変更。急迫時の作業中止・退避、一定の工事における救護措置。

鉱山【鉱山保安法】

① 現況調査・評価・記録

鉱業開始時等に、地質・施設・作業等について保安を害する要因を調査・記録保存。必要に応じ鉱業実施中の保安事項の調査。

② 保安規程・管理体制

現況調査を踏まえた保安規程の策定・届出、保安統括者等の選任。特定施設に係る工事計画の届出・使用前検査。

③ 危害防止措置

落盤・出水に対する支柱の設置、浮石の除去、先進ボーリング、排水・退避。ガス・火災・粉じんに対する通気、測定・警報、散水、保護具、消火設備。発破後の検査、救護措置、保安教育の実施。

④ 点検・見直し・緊急対応等

施設等の巡視・点検・記録、評価に基づく保安措置の見直し。鉱山労働者の危害回避措置。

トンネル（ずい道等）と鉱山共通【労働安全衛生法・じん肺法】

労働安全衛生法：総括安全衛生管理者（鉱山では総括衛生管理者）、衛生管理者・産業医を選任し、衛生委員会を設置。坑内業務の常時従事者には、配置替え時及び６月以内ごとの健康診断を実施し、医師の意見を踏まえて作業転換等の措置を実施。

じん肺法：粉じん作業従事者の予防（発散防止・抑制、保護具使用等）、常時粉じん作業従事者への教育、就業時・定期・定期外・離職時のじん肺健康診断、管理区分の決定、ばく露低減、作業転換及び療養等。